

公立浜坂病院経営強化プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知)の趣旨を踏まえ、公立浜坂病院経営強化プラン(以下「経営強化プラン」という。)を策定するため、公立浜坂病院経営強化プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を町長に提言する。

- (1) 経営強化プランの策定に関すること。
- (2) 病床数の見直しに関すること。
- (3) その他経営強化プランに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 美方郡医師会代表
- (3) 住民代表
- (4) 関係行政機関代表
- (5) 公立浜坂病院代表
- (6) 看護師代表
- (7) 公募委員
- (8) その他町長が必要と認める者

3 委員会には、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初開催される会議は、町長が招集し、委員長が選任されるまでの間会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、公立浜坂病院経理係において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。